

第97回川崎市都市計画審議会において市長へ答申が行われました

第97回川崎市都市計画審議会(会長 中村英夫)が、令和6年3月21日(木)午後2時から開催され、川崎市長から諮問された議案について審議を行い、原案どおり答申が行われました。

1 議案の概要

【都市計画議案】

(1) 川崎都市計画用途地域の変更(鷺沼4丁目地区)

鷺沼駅周辺地区は、「川崎市総合計画」において、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積及び交通結節機能の強化を図り、宮前区全体の活性化を促す「核」としての拠点の形成に向けた取組を図ることとしております。

また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、鷺沼・宮前平駅周辺地区は、商業・業務、都市型住宅等の機能の集積を図るとともに都市基盤等の整備を進め、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約し、それぞれの地域特性や個性を活かす地域生活拠点の形成をめざすこととしており、また、工場等の跡地においては、地域特性に応じた土地利用を行うため、計画的な用途転換を図り、無秩序な土地利用転換による都市環境の悪化の防止に努めることとしております。

さらに、「都市計画マスタープラン宮前区構想」において鷺沼・宮前平駅周辺地区は、魅力ある地域生活拠点の形成のため、大規模な土地利用転換の機会を捉えて、地域課題の解決や宮前区全体の魅力向上などに資する効果的なまちづくりをめざすこととしております。

このような位置付けがある鷺沼駅周辺地区の一翼を担う本地区は、これまで企業の運動場として利用されておりましたが、この度、教育施設を主体とした土地利用の検討が進められています。本案は、鷺沼4丁目地区約4.0haについて、地域の魅力向上とともに、周辺の良い住環境にも配慮した土地利用の実現のため、用途地域を変更しようとするものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000156142.html>

(2) 川崎都市計画高度地区の変更(鷺沼4丁目地区)

鷺沼駅周辺地区は、「川崎市総合計画」において、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積及び交通結節機能の強化を図り、宮前区全体の活性化を促す「核」としての拠点の形成に向けた取組を図ることとしております。

また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、鷺沼・宮前平駅周辺地区は、商業・業務、都市型住宅等の機能の集積を図るとともに都市基盤等の整備を進め、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約し、それぞれの地域特性や個性を活かす地域生活拠点の形成をめざすこととしており、また、工場等の跡地においては、地域特性に応じた土地利用を行うため、計画的な用途転換を図り、無秩序な土地利用転換による都市環境の悪化の防止に努めることとしております。

さらに、「都市計画マスタープラン宮前区構想」において鷺沼・宮前平駅周辺地区は、魅力ある地域生活拠点の形成のため、大規模な土地利用転換の機会を捉えて、地域課題の解決や宮前区全体の魅力向上などに資する効果的なまちづくりをめざすこととしております。

このような位置付けがある鷺沼駅周辺地区の一翼を担う本地区は、これまで企業の運動場として利用されておりましたが、この度、教育施設を主体とした土地利用の検討が進められています。

本案は、鷺沼4丁目地区約4.0haについて、地域の魅力向上とともに、周辺の良い住環境にも配慮した土地利用の実現のため、用途地域の変更に併せ、高度地区を変更しようとするものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000156138.html>)

(3) 川崎都市計画地区計画の決定（鷺沼4丁目地区地区計画）

鷺沼駅周辺地区は、「川崎市総合計画」において、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積及び交通結節機能の強化を図り、宮前区全体の活性化を促す「核」としての拠点の形成に向けた取組を図ることとしております。

また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、鷺沼・宮前平駅周辺地区は、商業・業務、都市型住宅等の機能の集積を図るとともに都市基盤等の整備を進め、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約し、それぞれの地域特性や個性を活かす地域生活拠点の形成をめざすこととしており、また、工場等の跡地においては、地域特性に応じた土地利用を行うため、計画的な用途転換を図り、無秩序な土地利用転換による都市環境の悪化の防止に努めることとしております。

さらに、「都市計画マスタープラン宮前区構想」において鷺沼・宮前平駅周辺地区は、魅力ある地域生活拠点の形成のため、大規模な土地利用転換の機会を捉えて、地域課題の解決や宮前区全体の魅力向上などに資する効果的なまちづくりをめざすこととしております。

このような位置付けがある鷺沼駅周辺地区の一翼を担う本地区は、これまで企業の運動場として利用されておりましたが、この度、教育施設を主体とした土地利用の検討が進められています。本案は、鷺沼4丁目地区約4.0haについて、地域の魅力向上とともに、周辺の良い住環境にも配慮した土地利用の実現のため、地区計画を決定しようとするものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000156139.html>)

(4) 川崎都市計画道路の変更（1・2・1号高速湾岸線）

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、都市における人や自動車交通などの円滑な移動を確保するとともに、都市の将来像を方向付け、市街地環境の形成に大きな影響を与える根幹的な都市施設です。

川崎都市計画道路1・2・1号高速湾岸線は、首都圏の自動車交通の大動脈として、人や物流の交通を支える自動車専用道路の一つであり、昭和52年8月に東京湾沿いの各都市における相互連絡と内陸部交通の緩和を図るため都市計画決定され、現在までに川崎市川崎区扇島地内の出口1箇所、入口1箇所を除く総延長約8,670mが完成しております。本路線のうち川崎市川崎区扇島地内については、東京方面との出入口を都市計画決定しておりましたが、令和5年8月31日に策定した「JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針」に基づく扇島地区の土地利用転換に伴い、その交通需要を処理するために新たに横浜方面との出入口を設けるにあたり、都市計画道路の区域を変更する必要があることから、本路線を変更するものです。併せて、車線の本数を全線において定めるものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000157510.html>)

(5) 川崎都市計画特別緑地保全地区の決定（西生田4丁目特別緑地保全地区）

本市では、「多摩丘陵の緑の保全と育成」を重要な施策に位置づけており、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成30年3月に改定した「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの制度を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。

「西生田4丁目特別緑地保全地区」は、多摩区西生田4丁目の市街化区域内に位置し、周囲の緑と一体となって広域的な緑のネットワークを形成している緑地となっています。また、宅地化が進行する当地区周辺において貴重な風致・景観の構成要素となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画決定をしようとするものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000157841.html>)

(6) 川崎都市計画特別緑地保全地区の変更（早野梅ヶ谷特別緑地保全地区ほか1地区）

本市では、「多摩丘陵の緑の保全と育成」を重要な施策に位置づけており、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成30年3月に改定した「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺

林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの制度を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。

「早野梅ヶ谷特別緑地保全地区」及び「王禅寺源左衛門谷特別緑地保全地区」は、それぞれ麻生区早野、王禅寺の市街化調整区域内に位置し、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、緑の基本計画によりそれぞれ「緑と農の3大拠点」、「公園緑地の拠点」に位置づけられており、周辺の里地景観を構成する要素の1つとして、優れた景観を形成するとともに、多様な動植物の生育・生息空間となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号ロに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、区域を変更するものです。

○詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000157861.html>)

2 今後の手続

都市計画議案（1）から（3）、（5）及び（6）については、令和6年3月中に、都市計画決定の告示を行う予定です。

都市計画議案（4）については、国の同意を得たのち、都市計画決定の告示を行う予定です。

問合せ先

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 大場

電話 044-200-2710